

虐待防止に関する基本的理解



「しつけ」と「虐待」の違いは何ですか

躰をするのだから愛情があれば叩いても大丈夫？

無関心を装って無視するのは虐待ではない？

自分もそうやって育ってきた！

だから問題ないと思ってませんか。

しつけとは、子どもの欲求や理解度に配慮しながら、生活習慣や生きていく力、思いやり、社会のルール・マナーなど身に付けるよう働きかけることです。

【平成24年11月号】児童虐待と「しつけ」の違い～「子どもの視点」で考える～八尾市ホームページから



「支援中、何度言っても同じことをする」
「この場面でいったことは、別の場面でもわかるはず」
「はいはい」と返事をしてもできていない

やってあげているのにと、いらいらして大声で怒鳴ってしまう。
利用児は言語でうまく表現できないので行動を起こします。
その行動が支援者の意にそぐわない行動となり、力によって
静止しようとするれば、利用児も抵抗して更にエスカレート
これが虐待につながっていきます。

これって支援者が児の障害特性を理解できていないために、
どのように対応すべきかわかっていないのかもしれない。



障害児通所支援事業所で虐待が発生した場合には 障害者虐待防止法が適用されます

障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別整理

所在 場所	年齢	福祉施設・事業						企業	学校 病院 保育所
		障害者総合支援 法		介護保 険法等	児童福祉法				
在宅 (養護者 ・保護者)		障害福 祉サー ビス事 業所 (入所系、 日中系、訪 問系、GH 等含む)	相談支 援事業 所	高齢者 施設等 (入所系、 通所系、訪 問系、居住 系等含む)	障害児 通所支 援事業 所	障害児 入所施 設等 ※3	障害児 相談支 援事業 所		
18歳未 満	児童虐待 防止法 ・被虐待 者支援 (都道府県) ※1			—	障害者虐 待防止法 (省令) ・適切な 権限行使 (都道府県・ 市町村) ※2	児童福祉 法 ・適切な 権限行使 (都道府県) ※4	障害者虐 待防止法 (省令) ・適切な 権限行使 (都道府県・ 市町村)		
	障害者虐 待防止法	障害者虐 待防止法	障害者虐 待防止法		(20歳まで) ※2	【20歳まで】		障害者虐 待防止法	障害者虐 待防止法

「障害児通所支援事業所」
には以下の事業を運営する
事業所をいいます

- ◆児童発達支援
- ◆医療型児童発達支援
- ◆放課後デイサービス
- ◆保育所等訪問支援
- ◆居宅訪問型児童発達支援

※2 「20歳まで」との記載は
放課後デイサービスのみを対象



障害者虐待防止法の施行 (2012年10月1日施行)

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律(通称：障害者虐待防止法)
2011(平成23)年6月24日公布、施行2012(平成24)年10月1日

障害者とは(第2条第1号)

- 単に障害者手帳の交付を受けたものだけではない。

障害者虐待とは(第2条2号)

- 養護者による障害者虐待、**障害者福祉施設従事者等による障害者虐待**、使用者による障害者虐待をいう。

障害者施設等従事者とは(第2条第4号)

- 入所施設だけでなく、短期入所、共同生活援助、一般相談支援事業、特定相談支援事業などの経営する事業に従事する者を含む。

障害者施設等従事者による虐待とは(第2号第7号)

- 身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置、経済的虐待をいう。

通報の義務(第16条第1項)

- **障害者福祉施設従事者等による虐待を発見したときには速やかに市町村に通報しなければならない。**

通報者の保護(第16条第3項、4項)

- 秘密漏示罪、守秘義務違反などに問われない
- 解雇等不利益な取り扱いを受けない。



障害者虐待防止法における障害者とは

障害者とは（第2条第1号）

身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。（障害者基本法第2条が根拠）

障害者基本法第2条（障害者の定義）

障害のある人とは、**身体障害や知的障害のある人や、発達障害を含めた精神障害のある人、その他の障害のある人で、障害や社会的障壁（社会のかべ）によって、暮らしにくく、生きにくい状態が続いている人**をいいます。社会的障壁（社会のかべ）とは、障害のある人を暮らしにくく、生きにくくする社会にあるもの全部で、つぎのようなものです。

- ◆ ことば（例：早口で分かりにくく、あいまいな案内や説明）
- ◆ 物（例：段差、むずかしい言葉、手話通訳のない講演、字幕のないテレビ番組）
- ◆ 制度（例：納得していないのに入院させられる・医療費が高くて必要な医療が受けられない）
- ◆ 習慣（例：障害のある人が子ども扱いされること）
- ◆ 考え方（例：障害のある人は施設や病院に閉じ込めるべき、障害のある人は子育てができない）



「障害者福祉施設従事者等」には 障害福祉サービス事業に従事する者を含みます

障害者虐待防止法第2条第4項⇒「障害者福祉施設従事者等」に該当する者

＜障害者福祉施設＞

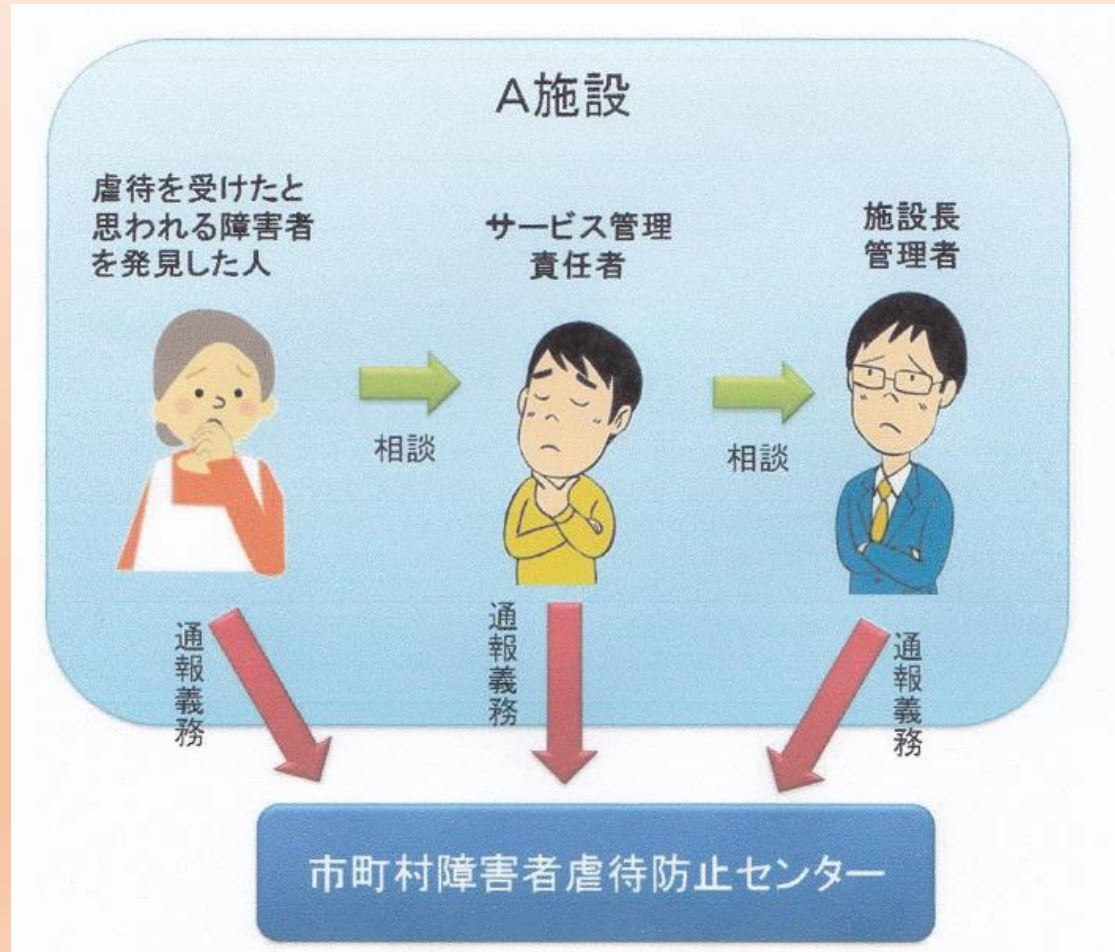
障害者支援施設、のぞみの園

＜障害福祉サービス事業等＞

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、自立生活援助、就労定着支援、及び共同生活援助、一般相談支援事業及び特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターを経営する事業、福祉ホームを経営する事業、障害児相談支援事業、**障害児通所支援事業**

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

障害者福祉施設従事者等は障害者虐待を 発見したときには通報義務があります



障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は速やかに区市町村（障害者虐待防止センター）に通報する義務があります。

サービス管理責任者や施設長から通報を行うのではなく、虐待を受けたと思われる障害者を発見した人、障害者福祉施設等の職員、一人ひとりに通報義務があるのです。



障害者虐待防止法

通報は明らかに虐待を受けた場面を目撃した
場合に限定するものではありません。

虐待をしていても本人にはその自覚のない場合や、虐待されていても自らSOSを訴えない（訴えられない）場合がある。

<日頃の様子と異なる小さな兆候を見逃さない>

利用者の方の身体状況（あざやきずなど）

不審な動作（手をあげると頭をかばうような格好をする、急に不安がる等）

不穏な行動（かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる等）

（参考）「障害者虐待防止マニュアル」平成21年9月 NPO法人PandA-J



障害者虐待防止法

通報した職員は法律によって保護されます

<障害者虐待防止法>

秘密漏示罪、守秘義務違反などに問われない（第16条第3項）

解雇その他の不利益な取扱を受けない（第16条第4項）

通報が虚偽、一般的に合理性がない「過失」によるものを除く。

<公益通報者保護法（平成18年4月施行）>

国民の生命、身体、財産など（公益）を守るため、事業所内部で法令違反行為が行われた、行われようとしていることを、一定条件を満たして、公益通報（内部告発）を行った場合、解雇は無効とされ、不利益な扱いは禁止される

※行政機関への通報の一定条件とは

不正目的ではないこと、真実であると信じる相当の理由があること

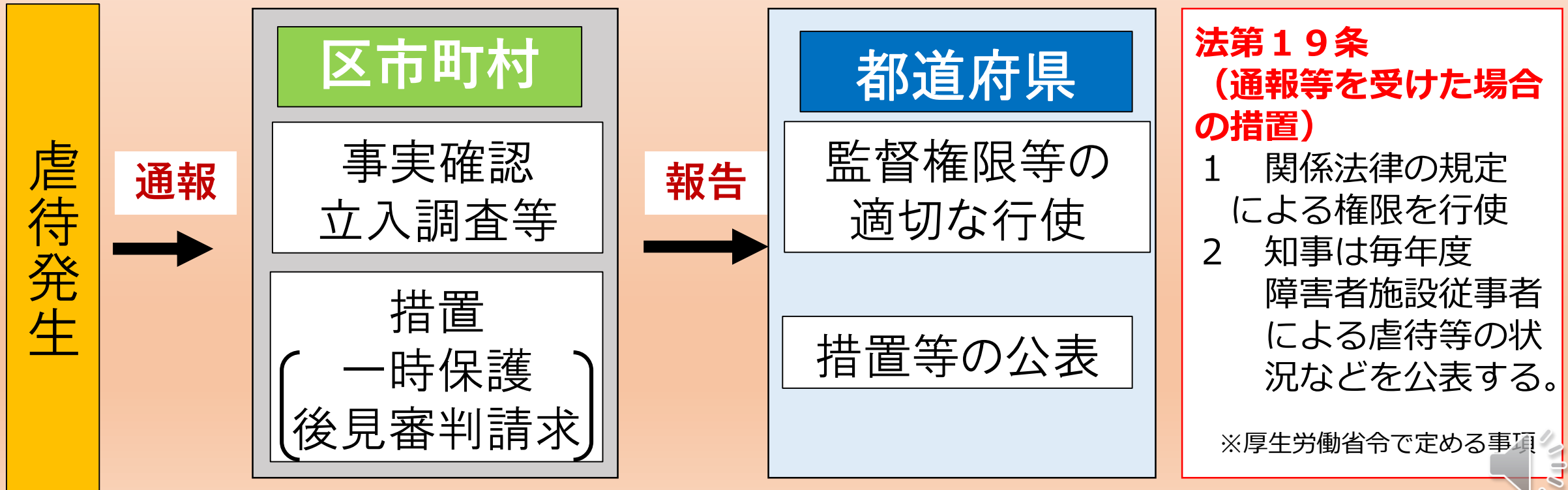


障害者虐待防止法における通報後の流れ

(障害者福祉施設等従事者等による虐待)

〔市町村の責務〕
相談、居室確保、
連携確保等

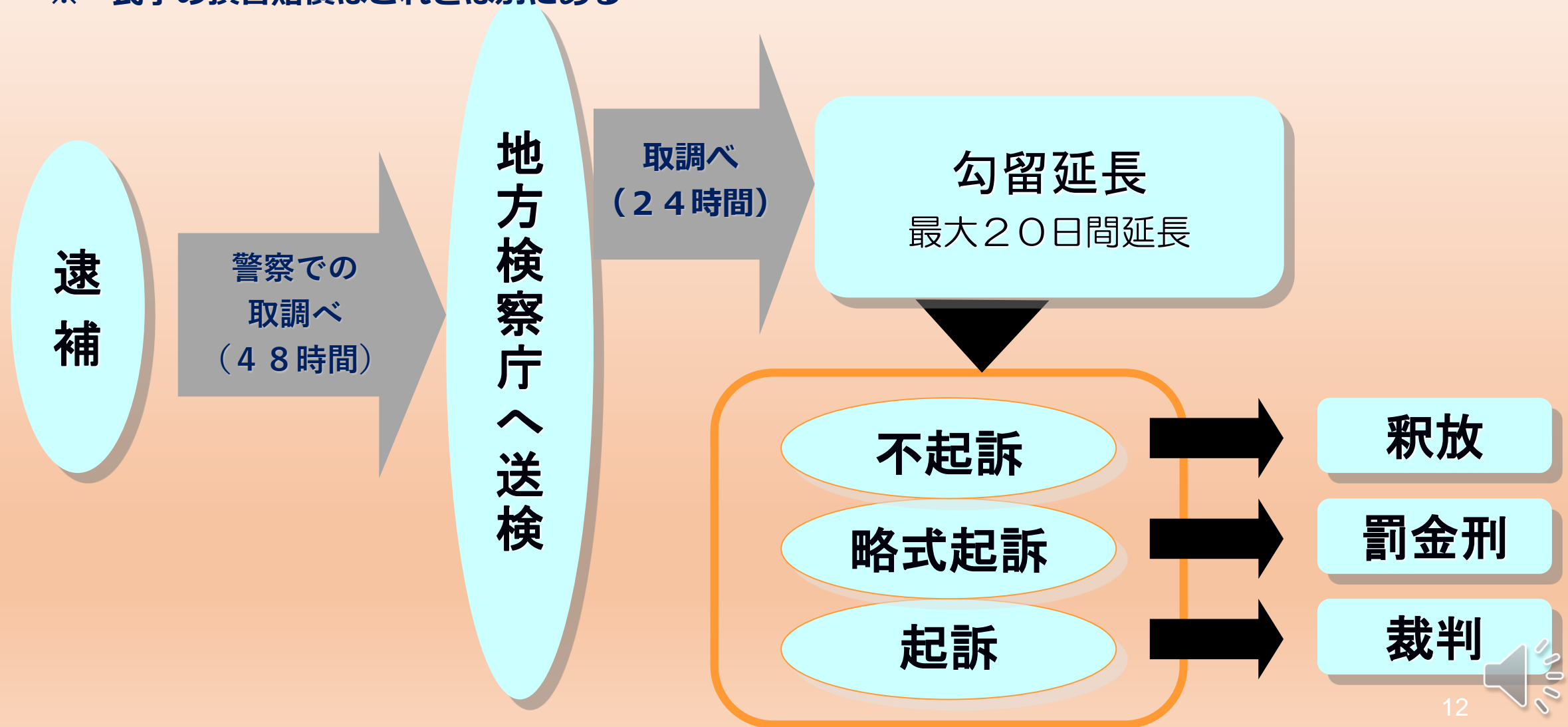
〔設置者の責務〕
当該施設等における虐待
防止等のための措置を実施



区市町村は、障害者虐待防止センターとしての機能を果たすこととされている

被害者からの被害届によって刑事事件になることもある

※ 民事の損害賠償はこれとは別にある



<虐待の類型>

1 身体的虐待

刑法第199条殺人罪、第204条傷害罪、第208条暴行罪、第220条逮捕監禁罪

虐待事案で障害者福祉施設職員等が警察によって逮捕、送検された事案

平手打ちする・殴る・蹴る・壁に叩きつける

無理やり食べ物や飲み物を口に入れる

身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる）等

こんなことも身体的虐待です

叩かれたので叩き返す・部屋に鍵をかけて閉じ込める・あざ（内出血）骨折
頭部外傷、たばこによるやけどなど外見的に明らかかな傷害を生じさせる行為。

首を絞める・殴る・ける・投げ落とす熱湯をかける・布団蒸しにする

溺れさせる、異物を飲ませる・冬戸外に閉め出す等。



2 性的虐待

刑法第176条強制わいせつ罪、第177条強制性交等罪、第178条準強制わいせつ及び準強制性交等罪

虐待事案で障害者福祉施設職員等が警察によって逮捕、送検された事案
性交・性器への接触・性的行為を強要する・裸にする・キスする・
更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や画像を撮影する等

こんなことも性的虐待です

性的暴行、性器や性交を見せる。

ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィー等を見せる
トイレのときに扉をあけたままにする。

大勢のいる前で更衣をさせる。



3 心理的虐待

刑法第222条脅迫罪、第223条強要罪、第230条名誉毀損罪、第231条侮辱罪

虐待事案で障害者福祉施設職員等が警察によって逮捕、送検された事案
「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる・怒鳴る・ののしる
悪口を言う・仲間に入れない・子ども扱いする等

こんなことも心理的虐待です

ことばや態度による脅かし、脅迫を行う。無視したり、拒否的な態度を示す。
心を傷つけることを繰り返し言う、自尊心を傷つけるような言動を行う。
他の児童等とは著しく差別的な扱いをする。
他の児童と接触させないなどの孤立的な扱いを行う。
感情のままに、大声で指示したり、叱責する。



4 放棄・放置 刑法第218条保護責任者遺棄罪

虐待事案で障害者施設職員が警察によって逮捕、送検された事案
食事や水分を十分に与えない・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している・あまり入浴させない・汚れた服を着させ続ける・排泄の介助をしない
髪や爪が伸び放題劣悪な住環境の中で生活させる。

上記以外で対象となる行為

適切な食事を与えない・下着などを長時間ひどく不潔なままにする・
適切に入浴させない・極端に不潔な環境の中で生活させる。
同居人や生活を共にする他の児童等による身体的虐待や性的虐待、
心理的虐待を放置する。泣き続ける乳幼児に長時間関わらず放置する。



5

経済的虐待

刑法第235条窃盗罪、第246条詐欺罪、第249条恐喝罪、第252条横領罪

虐待事案で障害者福祉施設等の職員が警察によって逮捕、送検された事案
年金や賃金を渡さない・本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する
日常生活に必要な金銭を渡さない、本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

例
知的障害者施設の施設長から「年金をもらった人が寄付することは前から保護者総会で決まっているといわれた母が、娘名義の通帳と印鑑を手渡した。他の入所者からの寄付記録を見せられたり、娘の退所期限をちらつかされたので断りきれなかったという。実は、施設長の就任以来繰り返し寄付要求がされていた事実が判明した。



虐待のとらえ方

1 虐待をしているという「自覚」は問わない

2 障害者本人の「自覚」は問わない

障害の程度が重くて自分がされていることが虐待と認知できない障害者やSOSを発信できない障害者がいる。放置すると長期化や深刻化が起きる。

3 親や家族の意向と本人の気持ちは違う場合がある

4 障害者に対する古い価値観や誤った知識で、障害者を見下し尊厳を認めず身体的虐待や心理的虐待を行なう。

頭が悪いやつは体で覚えさえるなどと体罰を容認して動物の調教のようなつもり叩いたり蹴ったりする。



行動障害のある人は標的になりやすい

- * 食事行為の障害・・・拒食/異食/偏食
- * 物壊し・・・器物破損/服破り
- * 他傷・・・噛付き/叩き/蹴り/つねり/殴り/頭突き/粗暴/目突き
- * 自傷・・・頭突き/顔叩き/傷いじり/爪はぎ/髪抜き/腕噛み
- * 異常な動き・・・徘徊/飛び出し/多動
- * こだわり・・・場所, 物, 人, 予定に対するこだわり
- * 睡眠障害・・・不眠/起き出し/昼夜逆転/浅眠/寝つきの悪さ
- * 騒がしさ・・・奇声/うなり/大声
- * 排泄行為の障害・・・便の壁塗り/食便/弄便/飲尿/生理の扱い



職員に専門的な知識や技術がありますか

表面上の行動だけ見てはいけません

虐待の多くが、知的障害、自閉症等の障害特性に対する知識不足や、行動障害等の問題行動と呼ばれる行動への対応に対する技術不足の結果から発生しているといわれます。

知識や技術を獲得させるために研修に参加させることも大切です。



力による支配は組織風土につながります

施設長が虐待を容認すれば職員の虐待容認につながります
特定の職員の場合は児童が言うことを聞くけど、私の時は言うことを聞かない。

だめな職員と思われたくない

児童や利用者になめられないように威厳をみせなくてはいけない

しかも力による支配は、職員から児童へ、児童から児童へ、児童から経験の浅い職員への連鎖が起き、悪循環が虐待へつながると言われます



虐待の共通の構図

(東京都障害者虐待防止・権利擁護研修 関谷弁護士から)

- 1 虐待は**密室の環境下**で行われる
- 2 利用者の権利を侵害する**小さな出来事**から心身に傷を負わせる行為にまで次第にエスカレートする
- 3 **職員に専門的な知識や技術がない場合に起こりやすい**

**虐待を許さない風土づくりは、何よりトップの意識が重要。
小さな出来事を組織の中で共有して支援を振り返ることが大切**



虐待防止の詳細にあつては、「障害者福祉施設等における障害者虐待と対応の手引」（厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室）を御確認ください。

